

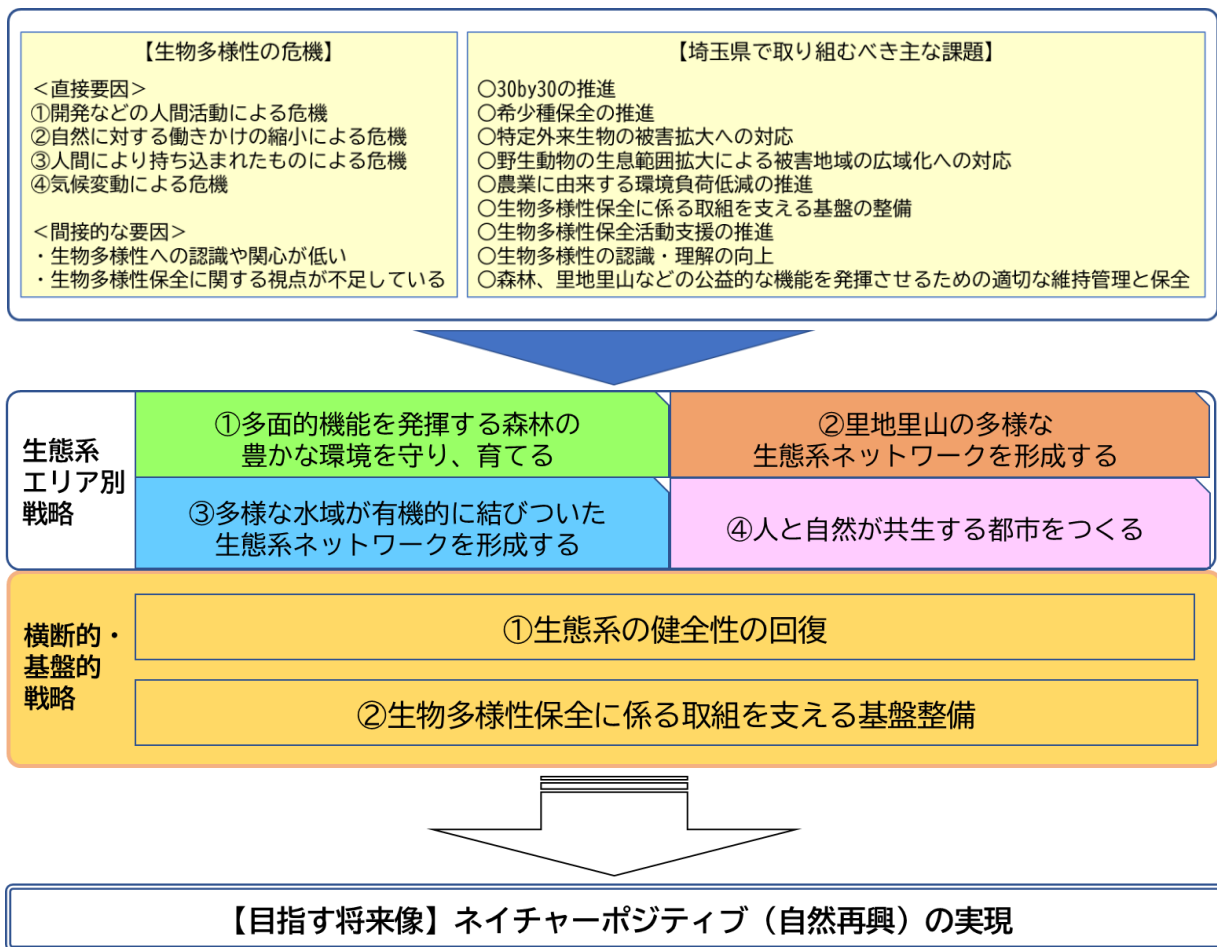
第4章 ネイチャーポジティブの実現に向けて

I 目指す将来像と施策展開の方向性

本県は首都圏に位置しながら、利根川や荒川をはじめとした多くの河川、原生林を残す奥秩父の山々や武蔵野の雑木林、低地に広がる水田など変化に富んだ地形と多様な自然環境に恵まれています。本県の持続可能な発展のためには、長い時間をかけて形成されたこれら多様な生態系を保全することが必要です。

県戦略では、各エリアの個体群がそれぞれに保全され、遺伝的な多様性が確保され、災害や気候変動等の様々な変化に対してもレジリエント*である（柔軟で回復力のある）健全な生態系を確保することで、「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を目指します。

ネイチャーポジティブの実現のため、前章「埼玉県の生物多様性をとりまく状況」を踏まえ、全県に共通する横断的・基盤的戦略に加え、森林・里地里山・水域・都市といった生態系エリア別戦略を展開していきます。県戦略では、生物多様性と関わりの深い自然環境分野に限らず、農林業、河川整備、都市地域の緑の創出等の各分野において、生物多様性への配慮が盛り込まれています。



本県における目指す将来像と施策展開の方向性

*レジリエント：自然災害や気候変動などに対して、社会的システムや生態的システムが回復する力を示す概念のこと。一般用語としては困難などに遭遇したときに回復する力を指し、心理学などの分野でも使われてきたが、近年になって防災・環境などの分野で使われるようになった。

なお、各施策は以下の観点を踏まえ展開していきます。

ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーの3つの課題の同時解決

環境政策においてはネイチャーポジティブ（自然再興）、カーボンニュートラル（脱炭素）*、サーキュラーエコノミー（循環経済）*の3つの課題の同時解決により、将来にわたって質の高い生活をもたらす持続可能な新たな成長につなげていくことが必要とされており、これらの施策の相互の連携が重要です。そのため、県の総合計画である埼玉県5か年計画や環境分野の総合的な計画である埼玉県環境基本計画に位置付けられた「気候変動対策」（カーボンニュートラル）や「資源の有効利用と廃棄物の適正処理」（一部サーキュラーエコノミー）といった施策や、気候変動対策のための個別計画である埼玉県地球温暖化対策実行計画の施策と、県戦略の施策を統合的に推進することで、その効果の更なる向上を図ります。

県、市町村、企業、NPO等、県民の連携・協働

県戦略の施策展開にあたっては、県、市町村、企業、NPO等、県民が連携・協働し、それぞれの役割分担の中で取組を進めることが重要です。本章には県が主体的に行う取組を記載しており、市町村等に求められる役割は第5章（87～89 ページ）に取りまとめています。

ネイチャーポジティブ経済の推進

生物多様性国家戦略 2023-2030 では、生物多様性保全のための新たなキーワードとして「ネイチャーポジティブ経済（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済）」も記載されました。企業等の事業活動は様々な形で生物多様性・自然資本に依存しており、生物多様性・自然資本を適切に保全・管理していくことが事業の持続可能性を高めることにつながります。各施策は、ネイチャーポジティブ経済の推進も念頭に展開していきます。

埼玉版SDGsの達成

本県では、部局横断かつ官民連携による全県的なSDGs推進体制を構築し、「ワンチーム埼玉」でSDGs達成に向けた施策・取組を推進しています。県戦略の各施策と関連するSDGsのゴールについては、各施策冒頭ページにアイコンを付すことで示しました。



SDGsの17ゴール

*カーボンニュートラル（脱炭素）：人為的な発生源による温室効果ガスの排出量と森林等の吸収源による除去量を均衡させる（実質的な排出量をゼロにする）こと。

*サーキュラーエコノミー（循環経済）：生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図る経済活動のこと。

Ⅱ 横断的・基盤的戦略



1 横断的・基盤的戦略① 生態系の健全性の回復

(1) 現状・課題

・健全な生態系は、私たちの暮らしを支える多様な機能の発揮に欠かせないため、国は普通種を含めた生物群集全体の保全の観点から、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する30by30目標の達成を指標とし、国土全体にわたって生息・生育・繁殖地の確保と連結性の向上を図ることとしています。

・本県においては、県土の35.7%が法令や制度等に基づく自然環境の保護地域であり、陸域の30%は超えています。特に丘陵地～低地において、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」による保全の取組を進める必要があります。

・生態系の多様性の減少や生育・生息環境の変化など、生態系の規模や質の低下が現在も継続していると同時に、その環境に生息・生育する生物の多様性が引き続き減少傾向にあり、今後、生態系の健全性の回復を図ることが求められています。

・また、農業の営みは、地域特有の景観や環境を形成し、多様な生物種にとって貴重な生育・生息環境を提供し、生態系を形成・維持するなど生物多様性に大きな役割を果たしています。一方で、耕作放棄された農地の増加、過剰な農薬・化学肥料の使用、環境への配慮を欠いた水路の整備等が生物多様性に大きな負の影響を与えてきました。「みどりの食料システム戦略（農林水産省2021）」において、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減、化学肥料使用量の30%低減、有機農業の取組面積拡大等が2050（令和32）年目標として掲げられていることから、環境負荷低減に配慮しつつ、持続可能な農業を進めることが求められます。

(2) 目指す将来像

・里地里山、企業林、社寺林などのように、保護地域以外で地域、企業、団体等によって生物多様性の保全が図られている地域（OECM）による保全の取組を促進することにより、保護地域を核とした広域的な生態系のネットワークが形成されている。

・希少野生動植物の保全、外来生物対策、野生鳥獣の適正な保護管理等の取組により、生態系の健全性の観点から、人と野生生物の適切な関係が構築されている。

・農地の耕作放棄対策が進んでいるとともに、農業に由来する環境負荷の低減も進んでいる。

(3) 主な取組

ア 「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」等の取組の推進、支援

・OECMに関して、国が認定する「自然共生サイト*」への参加を促すため、自治体、団体、企業等に対して、県内保護地域等に関する情報提供、助言等を行います。また、「自然共生サイト」として認定された後に管理が継続的に行われるよう最新情報の提供、取組事例の情報共有等を行います。なお、情報提供・情報共有にあたっては、県ホームページを活用するなど情報の入手しやすさに努めます。

- ・県有施設等の「自然共生サイト」認定も目指します。
- ・保護地域については、各保護地域に係る法令等に基づき適正な管理を進めていきます。

【指標^{注)}】

指標名	目標値 (2023(令和5)～2026(令和8)年度の累計)
県内「自然共生サイト」の認定数	12件

1 指標の定義

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域で、環境省の「自然共生サイト」として認定された件数。

2 指標の選定理由

民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を主目的とはしていないがその管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域を、国が自然共生サイトとして認定していることから、この指標を選定しました。

3 目標の根拠

国が2023(令和5)年度認定数の目標を100件(2.1件/県)としていることを踏まえ、県内では1年に3件の認定を目指し、目標値を設定しました。

注) 埼玉県5か年計画(令和4年度～令和8年度)及び埼玉県環境基本計画(令和4年度～令和8年度)においても設定されている指標については、以下のマークを付しています。
また、目標年度はこれら2計画の終期を踏まえ、2026(令和8)年度としています。

埼玉県5か年計画(令和4年度～令和8年度) : 県5か年計画指標

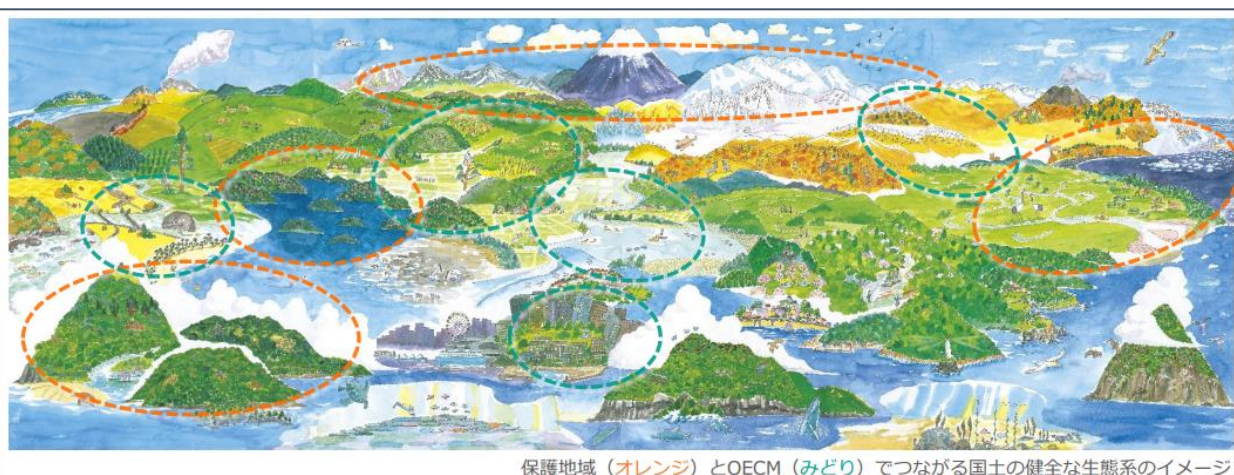
埼玉県環境基本計画(令和4年度～令和8年度) : 県環境基本計画指標

*自然共生サイト：環境省が認定する「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」のこと。

【コラム4：自然共生サイト】

2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする世界目標（30by30目標）を達成するため、我が国においては、陸と海の少なくとも同じ割合を保全・保護することが求められています。それには、国立公園などの保護地域の更なる拡充のみならず、事業者、民間団体・個人、自治体などによる様々な取組によって、本来の目的に関わらず生物多様性の保全が図られている区域を、国（環境省）が「自然共生サイト」として認定するとともに、その対象区域を「OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）」として国際データベースに登録し、保全を促進する必要があります。

「自然共生サイト」の対象地としては、例えば、企業が所有する森林、ビオトープ、里地里山、社寺林、屋敷林、都市内の公園、森林施業地、企業敷地や都市の緑地、研究や環境教育のための森林、遊水池、河川敷、水源かん養のための森林などが挙げられます。



保護地域（オレンジ）とOECM（みどり）でつながる国土の健全な生態系のイメージ

出典：「30by30の概要について」より抜粋（環境省）
<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/index.html>

【関連項目】 44 ページ「第4章 IIの1の(3)のア OECM等の取組の推進、支援」

イ 希少野生動植物の保全

- ・絶滅のおそれの高い野生生物をリストアップした埼玉県レッドデータブック（動物編・植物編）を定期的に見直し、必要に応じ発行することで、県民の生物多様性の保全への理解を深めます。
- ・絶滅のおそれが高く特に保護が必要とされる野生動植物については、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成 12 年条例第 11 号）」に基づく「県内希少野生動植物種」や「希少野生動植物保護区」等の指定に努めます。
- ・「県内希少野生動植物種」の自生地を保全するため、埼玉県希少野生動植物保護推進員、地元の市町村、団体、地域住民と連携した活動を推進していきます。
- ・「県内希少野生動植物種」の種の保存のため、県が主導して、その遺伝的多様性に配慮した上で、地元の市町村や保全団体、学校等と連携した保護増殖の取組を推進していきます。

【指標】

県環境基本計画指標

指標名	目標値 (2022 (令和 4) ~ 2026 (令和 8) 年度の累計)
希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数	10 箇所

1 指標の定義

「希少野生動植物の種の保護に関する条例」で、県内希少野生動植物種に指定されている種の新規保護増殖箇所数。

2 指標の選定理由

特に保護が必要とされる条例指定種の保護増殖の必要性について、県民の理解を深めるため、この指標を選定しました。

3 目標の根拠

条例指定種のうち飼育・栽培が可能な 10 種類ごとに 1 箇所以上増やすことを目指し、目標値を設定しました。

ウ 外来生物対策

- ・地域固有の野生生物を保全するため、特定外来生物の駆除等これまで実施してきた施策を引き続き進めます。駆除等を実施する市町村や団体等に対しては引き続き情報提供や技術的助言等を行います。
- ・特定外来生物のアライグマは繁殖力が強く捕獲頭数は著しく増加していることから、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、生息状況等の把握に努めるとともに、市町村と連携した防除により、生態系被害や農林業・生活被害の抑制に努めます。
- ・特定外来生物のクビアカツヤカミキリは、県内のサクラなどで被害が拡大していることから、「被害防止の手引」による情報提供や注意喚起及び市町村や県民に広く呼びかけて情報収集を実施します。更に、現地調査や防除に係る技術的助言等、市町村が行う防除を支援することにより被害の拡大防止を図ります。
- ・河川における特定外来生物（オオクチバス、コクチバス等）の駆除及び対策の必要性の普及啓発を図ります。また、埼玉県漁業協同組合連合会と連携し、ブラックバス等外来魚駆除の実演・講習会等の開催により、漁業者の駆除技術の向上を図り外来魚対策を推進します。
- ・特定外来生物の侵入及び分布状況について情報収集を行い、県内における特定外来生物に関するリストを作成します。また、県民の生命、財産に緊急かつ甚大な危害を及ぼすおそれのある特定外来生物について、県内への侵入状況を監視するとともに、その防除に努めます。
- ・外来生物による被害を未然に防止するため、外来生物や生態系へ与える影響等について県政出前講座などを行い、県民の知識向上を図ります。併せて、外来種被害予防三原則「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の普及啓発を行い、外来生物の被害防止対策への意識の醸成を図ります。

【指標】

指標名	目標値 (2026(令和8)年度)
県内における特定外来生物に関するリストの作成・見直し	1回/年

1 指標の定義

県内に定着等する特定外来生物に関するリストの作成・見直し回数。

2 指標の選定理由

特定外来生物の定着・拡大を防ぐには、県内における侵入及び分布状況の情報を収集・リスト化し、市町村や土地の管理者等と情報共有すること、的確な駆除等につなげることが重要であるため、指標として選定しました。

3 目標の根拠

県内における特定外来生物に関するリストを新たに作成するとともに、その後、毎年、最新の生息状況等に基づき定期的・継続的に見直すことを目指し、目標値を設定しました。

【コラム5：外来生物対策～被害を増やさないために～】

外来種による被害を予防するために、①まず外来種は自然に分布した生息範囲外にむやみに「入れない」ことが重要で、②既に生息範囲外に入っており、飼っている外来種がいる場合は野外に出さないために絶対に「捨てない」ことが必要で、③野外で外来種が繁殖してしまっている場合には、それ以上「拡げない」ことが大切です（外来種被害予防三原則）。

アライグマはもともと北米や中南米に生息する野生動物で、日本にはペットや展示用として持ち込まれました。その後、飼われていたものが、逃げたり、捨てられたりして各地で野生化しました。本県では、農作物への被害や人家に住みつく等の生活被害が広範囲で発生し、2022（令和4）年度には捕獲数が1万頭を超えました。

このように、外来生物の中には、ペット、展示や食用等の目的で人間により日本に持ち込まれたものが多くあり、その結果、野生化し、厄介者として捕獲、処分されています。そういった意味では、外来生物から被害を受ける人間や在来種だけでなく、外来生物自身も人間の仕業による被害者と言えます。

私たちは、これ以上被害者を増やさないよう努めなければなりません。そのためには、外来生物対策は捕獲だけでなく、「無意識なエサやり^{注)}はしない」、「居場所を作らない」などの外来生物が生息、繁殖しにくい環境作りを含めて行うことが大切です。今一度、私たちの身の回りを点検してみましょう。

注) 無意識なエサやり

私たちは、普段の生活の中で野生動物に無意識にエサやりをしている可能性があります。

例：屋外に放置したペットフード、収穫しないまま放置した庭のミカン、柿などの果実、畑に放置した廃棄する農作物



出典：「外来種被害予防三原則」（環境省 外来種被害防止行動計画パンフレット）
<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/actionplan.html>

【関連項目】 47 ページ「第4章 IIの1の(3)のウ 外来生物対策」

【コラム6：アカミミガメとアメリカザリガニ】

外来種とは、もともと自然に分布した生息範囲外に人が持ち込んだ生物のことをいいます。外来種には、海外から日本に持ち込まれたもの（国外外来種）と国内由来のもの（国内外来種）があります。

ペットとして私たちの身近な生き物であるアカミミガメとアメリカザリガニも、もともとは米国東南部からメキシコが原産の野生動物で、ペットや食用ウシガエル養殖用の餌として日本に持ち込まれました。そういった個体が逃げたり捨てられたりして現在は全国に広く定着し、在来種への悪影響や農業被害を及ぼすため、特定外来生物に指定され、2023（令和5）年6月1日から規制がスタートしました。

特定外来生物は原則、飼養等が禁止されますが、アカミミガメとアメリカザリガニは一部の規制を適用除外とする「条件付特定外来生物（通称）」とされ、今後もペットとして一般家庭で飼うことは可能です。

アカミミガメとアメリカザリガニは、既に全国に広く定着していますが、これ以上広げない、被害を増やさないためにも、一度飼ったら決して逃がしたり捨てたりせずに、寿命を迎えるまで大切に飼い続けてください。



アカミミガメ



アメリカザリガニ



出典：「規制内容」（環境省）

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/jokentsuki.html>

【関連項目】47 ページ「第4章 IIの1の(3)のウ 外来生物対策」

エ 野生鳥獣の適正な保護管理

- ・野生鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害は近年の対策等により拡大の鈍化又は減少の兆候を示していますが、いまだに深刻な状況にあります。ニホンジカ及びビノシシについては「第二種特定鳥獣管理計画」を策定するなど、被害の原因となる鳥獣の狩猟などによる捕獲を促進し、生息密度を適切な水準に抑制すること等により、適正な保護管理に努めます。
- ・狩猟者の人口は、長期的に減少してきていましたが、新たに狩猟免許を取得する若年層の増加などにより近年は横ばいとなっています。健全な森林を保全し、農作物被害、生活被害の原因となる鳥獣の狩猟等を促進させるため、引き続き、狩猟者の確保及び狩猟技術の向上を図ります。
- ・傷病野生鳥獣のうち、人間活動に起因する傷病を負い、治療を行うことで野生復帰を見込めるものについては、救護及び適切な治療を行い、その回復を図り、埼玉県傷病野生鳥獣保護ボランティア*の協力のもと野生に復帰させます。
- ・カワウについては現況把握を行うとともに、「埼玉県カワウ対策協議会」において現況に応じた対応策を検討するなど、生態系被害・漁業被害の低減や適切な管理に努めます。
- ・耕作放棄地や空き家の適切な管理、ニホンザルの追い払い活動等、一般住民も参加した地域ぐるみの対策など、ニホンザルの効果的被害対策を推進します。また、IoT・ICT捕獲システムを活用した効果的な捕獲技術の向上に努めます。
- ・市町村に対し、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画の策定や鳥獣被害対策実施隊の設置を促進するとともに、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進する指導者を育成します。
- ・市町村等と連携し、鳥獣による被害状況や対策、個体数調整等の情報の共有化を行います。また、周辺都県等と連携し、広域的な個体数調整を促進するとともに、被害状況や対策の情報共有、被害防止技術の開発・普及等を推進します。また、人と獣との緩衝帯となる里山の整備を行い、容易に獣が人里に近づけない環境をつくります。被害の顕著な森林においては、シカによる食害やクマによる剥皮被害を防止するため、獣害防止柵や樹皮ガードなどを設置します。

*埼玉県傷病野生鳥獣保護ボランティア：埼玉県から委嘱を受けて、傷病野生鳥獣保護診療機関で診療を受けた傷病野生鳥獣について放鳥獣が可能になるまでの保護を担うボランティアのこと。

【指標】

指標名	現状値 (2011 (平成 23) 年度)	目標値 (2026 (令和 8) 年度)
ニホンジカ個体数	8,900 頭	4,450 頭

1 指標の定義

ニホンジカの県内推定生息個体数。

2 指標の選定理由

ニホンジカの生息密度を適切な水準に抑制することで、ニホンジカによる自然植生被害や農林業被害の大幅な減少が期待できることから、指標として選定しました。

3 目標の根拠

国が 2013 (平成 25) 年度に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において示した当面の捕獲目標に準じ、2011 (平成 23) 年度の推定生息個体数から半減させることを目指し、目標値を設定しました。推定生息個体数を半減させ、生息密度を下げることにより、ニホンジカによる農業被害 (2022 (令和 4) 年度 : 11.7ha) や林業被害 (2022 (令和 4) 年度 : 31.0ha) 等の低減を図ります。

【指標】

指標名	現状値 (2011 (平成 23) 年度)	目標値 (2026 (令和 8) 年度)
イノシシ個体数	3,080 頭	1,540 頭

1 指標の定義

イノシシの県内推定生息個体数。

2 指標の選定理由

自然環境とのバランスがとれた形でのイノシシの個体数管理を行うことで、イノシシによる農業被害の軽減や人とイノシシが安定的に共生できる状態の維持が期待できることから指標として選定しました。

3 目標の根拠

国においてイノシシ生息数を 2011 (平成 23) 年度の数から半減させる目標が設定されていることを踏まえ、目標値を設定しました。推定生息個体数を半減させ、生息密度を下げることにより、イノシシによる農業被害 (2022 (令和 4) 年度 : 6.6ha) 等の低減を図ります。

【コラム7：ワンヘルス～人、動物、環境の健康はひとつ～】

国連の報告書によると、新興感染症でありパンデミックを引き起こしている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、野生動物由来の人獣共通感染症^注である可能性が指摘されており、あらためて新興感染症と生物多様性との関係が注目されました。

「IPBESパンデミックと生物多様性ワークショップ報告書」によると、新興感染症の70%と既知のパンデミックのほぼ全ては、人獣共通感染症とされており、今後も、人間による森林開発や農地化等の土地利用の変化、それに伴う生態系の劣化、気候変動での野生動物の生息域の変化や、野生動物の取引等により野生動物と人の接触が増えることで、動物由来の新しい感染症が発生し、流行するおそれがあります。

このように、人と動物、それを取り巻く環境（生態系）の健康は、相互につながり、影響し合う「ワンヘルス」であり、このような状況の中、私たちは、どれが欠けても成立しないとの考えのもと、各分野の関係者が横断的な課題に対し、連携してその解決に向けて取り組む「ワンヘルス・アプローチ」を強化しなければなりません。

注) 人獣共通感染症

同一の病原体により、ヒトとヒト以外の脊椎動物の双方が罹患する感染症。

例) 鳥インフルエンザ、狂犬病、エキノコックス症



【関連項目】 50 ページ「第4章 IIの1の(3)のイ 野生鳥獣の適正な保護管理」

オ 生態系に配慮した持続可能な農業の推進

- ・ 農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の発生を防止するとともに農地の有効利用を図るため、各地域の人・農地プラン*や地域農業経営基盤強化促進計画*に基づき、農地中間管理事業（農地バンク事業）*をはじめ、各種補助事業等を活用し、新規就農者の育成や新たな農地の受け手となる担い手の確保を図ります。
- ・ 地域性に応じた生態系に配慮するため、環境保全型農業直接支払制度（交付金）*の活用、有機栽培農産物や特別栽培農産物*の取組の支援、総合防除（IPM）技術の普及などにより、化学肥料や化学合成農薬の使用量を削減し、環境負荷の低減に資する取組を推進します。
- ・ 農業水利施設の整備にあたっては、利水や防災・減災機能の強化はもとより、生態系に配慮した整備を推進することで多様な生物の生息環境の確保を図ります。また、農業集落排水施設の適正な維持管理、施設更新等により、農村地域の水質改善を図ります。
- ・ 効率的な農薬・肥料散布技術など環境保全にも焦点を当てて、先端的な情報通信技術などを活用したスマート農業を推進し、生物多様性保全の視点にも立った栽培技術の確立・普及を図ります。

※指標は次ページ参照

*人・農地プラン：高齢化や後継者不足、遊休農地の増加などの地域における人と農地の問題を解決するために、市町村が地域の将来の担い手と農地利用のあり方を定めた計画のこと。

*地域農業経営基盤強化促進計画：従来の「人・農地プラン」が2023（令和5）年4月1日に法定化されたもので、高齢化や後継者不足、遊休農地の増加などの地域における問題を解決するために、市町村が地域の将来の担い手と農地利用のあり方を定めた計画のこと。各市町村は2024（令和6）年度末までに、市街化区域を除き、地域ごとに本計画を策定することとされている。

*農地中間管理事業（農地バンク事業）：農地中間管理機構が農業経営のリタイヤ、規模縮小など農地の受け手を探している農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手（担い手農家等）に貸し付ける制度のこと。

*環境保全型農業直接支払制度：「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施されている化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、生物多様性保全や地球温暖化防止に効果の高い営農活動や有機農業に取り組む農業者団体に対し、取組面積に応じて助成することで、生物多様性保全や地球温暖化防止などを図る制度。

*特別栽培農産物：「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準拠し、慣行基準（地域で慣行的に行われている栽培に使用される節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬（使用回数）と化学肥料（窒素成分量）の双方を5割以上削減して栽培された農産物のこと。

【指標】

指標名	現状値 (2022 (令和4) 年度)	目標値 (2026 (令和8) 年度)
環境保全型農業直接支払制度の 実施面積	220ha	322ha

1 指標の定義

環境保全型農業直接支払制度による交付を受けた農地面積。

2 指標の選定理由

環境保全型農業直接支払制度は、化学肥料・化学農薬の低減に加え、生物多様性保全や地球温暖化防止等に資する農業生産活動を支援する制度であることから指標として選定しました。

3 目標の根拠

2018 (平成 30) 年度から 2022 (令和 4) 年度の実施面積の伸び率を踏まえ、継続的に実施面積を拡大させることを目指し、目標値を設定しました。



2 横断的・基盤的戦略② 生物多様性保全に係る取組を支える 基盤整備

(1) 現状・課題

- ・生物多様性に関する基礎的・科学的な基盤情報や自然環境データなどを収集・管理するとともに、適切かつ迅速に利活用できるよう情報発信の基盤・体制を整備することが求められています。
- ・今後も自然を損なうことなく自然の恵みを継続的に享受していくためには、従前からの自然環境保全に取り組むことに加え、社会や一人一人の価値観や行動を変え、社会経済全体を変革していく必要があるとの認識が国際的に広まりつつあります。
- ・生物多様性の4つの危機（開発等、働きかけの縮小、外来種・化学物質、気候変動）に加え、その背後にあるもう一つの危機として、生物多様性への認識や関心の低さ（主流化されていないこと）があります。体験学習や自然とのふれあい等を通じて、生物多様性の重要性を認識し、それを守るための行動を分かりやすく伝えていくことが求められます。
- ・各地域における保全活動は、人口減少や高齢化による活力の低下が懸念され、地域・人・活動のつながりを強化していくことが必要です。
- ・持続可能な開発目標（SDGs）への関心が高まり、多様な主体の連携によって、持続可能な社会の実現に向けた取組が求められており、埼玉版SDGsでは、「埼玉の豊かな水とみどりを守り育む」を重点テーマの一つとしています。

(2) 目指す将来像

- ・基礎的・科学的な基盤情報や自然環境データの収集・整備が進み、生物多様性保全の取組及び情報活用が促進されている。
- ・地域戦略を策定する市町村が増え、各地域の実情に応じた生物多様性保全活動が推進されている。
- ・県民が生物多様性の重要性を認識し、生物多様性に配慮した商品やサービスを選択する等、その価値観と行動が変革している。
- ・企業が生物多様性の重要性を認識し、生物多様性に配慮した商品やサービスを消費者に提供する等、その価値観と行動が変革している。
- ・各地域で連携した保全活動を促す支援や、県民、行政、事業者、民間団体等の各主体の連携強化により、生物多様性保全活動が推進されている。
- ・デジタル技術等も活用した学校教育を通じた普及啓発、自然とのふれあいや保全活動への参加促進等により、次代の担い手となる子供たちへ生物多様性の大切さが伝わっている。
- ・多様なステークホルダー*の積極的な参画及び連携により、埼玉版SDGsの達成に向かっていく。

*ステークホルダー：企業・行政・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者のこと。日本語では利害関係者という。具体的には、消費者（顧客）、従業員、株主、債権者、仕入先、得意先、地域社会、行政機関など。

(3) 主な取組

ア 動植物に関する情報の収集・管理・発信

・埼玉県生物多様性センター（埼玉県環境科学国際センター）では、生物多様性の保全推進と、それに対する県民の理解を深めるため、「埼玉県生物多様性情報プラットフォーム」において、県内の動植物に関する情報の収集・管理・発信に努めます。

・自然環境の変化を長期的に把握するため、継続的な調査・モニタリングの実施による生物分布等の基礎的情報を蓄積し、管理します。

・生物多様性保全上の価値等を地図上で「見える化」する手法の構築、各主体による調査データの相互利用等を実現するための標準形式への統一やオープンデータ化に努めます。

・できるだけ多くの県民が生物多様性保全の大切さやみどりにへの関心を持ち続けられるよう、県民参加の調査を行うとともに、「埼玉県生物多様性情報プラットフォーム」、埼玉県環境科学国際センターにおける環境学習スペース「彩かんかん」、「埼玉みどりのポータルサイト」、各種SNSなどを幅広く活用し、様々な情報を発信していきます。



Saitama Biodiversity Center

埼玉県生物多様性センター Saitama Biodiversity Center

埼玉県では、「埼玉県生物多様性保全戦略」を推進し、生物多様性の保全を進める関係者の連携・情報共有の拠点とするため、令和4年4月1日に、「埼玉県生物多様性センター」を環境科学国際センターに設置しました。埼玉県生物多様性センターでは、生物多様性保全に関する情報の収集や提供を行うとともに、調査研究、普及啓発、保全活動の支援などを行っています。このサイトは、埼玉県生物多様性センターのポータルサイトです。

What's new

イベント・新着情報

- ・ 特別展開催中「昆虫たちの世界」～「昆虫標本」一挙大公開～
- ・ いきものセミナー「コウノトリのことをもっと知ろう！」見学会&セミナー 2023年11月11日土曜日12時30分から 募集中!
- ・ いきもの Science Cafe「植物学者 牧野富太郎の世界」2023年11月4日土曜日14時から会場&Zoom開催 参加者募集中!
- ・ (終了しました) 第21回環境問題の現況と将来を展望するセミナーを開催します。
- ・ クビアカツヤカミキリ発見大調査を開始いたしました。情報提供をお願いいたします。
- ・ サクラの外來害虫クビアカの被害拡大続く「クビアカツヤカミキリ発見大調査2022」結果発表
- ・ 埼玉県クビアカツヤカミキリマップ2022年度版公開

埼玉県生物多様性情報プラットフォーム

<https://saitama-biodiversity-center-cessgis.hub.arcgis.com/>

【指標】

指標名	目標値 (2023(令和5)～2026(令和8)年度の累計)
埼玉県生物多様性情報プラットフォームへのアクセス数	20,000回

1 指標の定義

埼玉県生物多様性センター（埼玉県環境科学国際センター）に整備した「埼玉県生物多様性情報プラットフォーム」への年間アクセス数（※アクセスしてから退出するまでを1とカウントする）。

2 指標の選定理由

「埼玉県生物多様性情報プラットフォーム」は、県民や団体、市町村などに分散している特定外来生物生息状況等の地域の生物多様性や自然環境に関する様々な情報を収集しデータベース化し、一元的な管理や情報発信の場として活用されています。多様な主体が生物多様性の情報を様々な活用することが、より一層、県民の理解と関心を高め、生物多様性保全に係る意識の醸成や地域における具体的な活動の活性化につながるため、この指標を選定しました。

3 目標の根拠

「埼玉県生物多様性情報プラットフォーム」へのアクセス数について各年度5,000回を目指し、目標値を設定しました。

【指標】

県環境基本計画指標

指標名	現状値 (2020(令和2)年度)	目標値 (2026(令和8)年度)
環境科学国際センター利用者数 (累計)	977,031人	1,246,000人

1 指標の定義

環境科学国際センターの2000（平成12）年度開設時からの利用者数。

2 指標の選定理由

子供から大人まで県民一人一人が環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結びつけるための学習機会を利用することが重要であるため、この指標を選定しました。

3 目標の根拠

過去の利用者数の推移と施策の効果を勘案して、各年度45,000人の利用者数を目指し、目標値を設定しました。

イ 多様な主体と協働した保全活動の促進

- ・多様な生態系の保全を目指し、多くの人たちが身近な場所で生物多様性の保全活動の取組に参加し活動の輪を広げるため、埼玉県生物多様性センター（埼玉県環境科学国際センター）において、「埼玉県生物多様性保全活動団体登録制度*」を活用し、関係者間の情報共有や連携を強化することにより、保全活動の活性化を図ります。
- ・市町村の生物多様性地域戦略の策定に向けた働きかけを行い、埼玉県生物多様性センター（埼玉県環境科学国際センター）が関連情報の提供や助言などの支援を行います。

【指標】

指標名	目標値 (2023（令和5）～2026（令和8）年度の累計)
県民調査報告件数	5,000件

1 指標の定義

県民との協働で実施した調査により、県に報告された調査結果の件数。

2 指標の選定理由

県民が参加した調査結果の報告件数は、県民との協働で行う環境保全活動の活性度を表すと考えられるため、指標として選定しました。

3 目標の根拠

クビアカツヤカミキリ発見大調査など県が実施している県民参加型調査の報告件数（2022（令和4）年度：1,000件）を踏まえ、県民からの報告数を毎年100件増加させることを目指し、目標値を設定しました。

*埼玉県生物多様性保全活動団体登録制度：県内で、生物多様性保全のためのモニタリング調査、希少野生動植物の保護・増殖、外来生物の防除、その他生物多様性保全のための活動のいずれかを行っている団体・グループ・学校・企業等を対象とした登録制度のこと。

【指標】

指標名	現状値 (2022 (令和4) 年度)	目標値 (2026 (令和8) 年度)
生物多様性地域戦略策定 市町村の割合	15.9% (10 市町)	22% (14 市町村)

1 指標の定義

生物多様性基本法第 13 条第 1 項に基づく生物多様性地域戦略を策定した県内市町村の割合。

2 指標の選定理由

県内市町村が策定する生物多様性地域戦略は、地域の実情を踏まえつつ県戦略の目標達成に貢献するものであり、また、各市町村における生物多様性保全施策の活性度を表すと考えられるため、指標として選定しました。

3 目標の根拠

生物多様性国家戦略 2023-2030 において、「生物多様性地域戦略策定地方公共団体（市区町村）の割合」を 2030（令和 12）年度までの 8 年間で 30%にする目標が設定されていることを踏まえ、本県では 2026（令和 8）年度までの 4 年間で県内 63 市町村の 22%にすることを目指し、目標値を設定しました。

ウ 普及啓発・担い手育成

・生物多様性をテーマとした県政出前講座やイベント、野生鳥獣の扱いに関する県民からの相談など様々な機会を捉えて、県民や企業等に対し、その価値観や行動の変革を目指して生物多様性保全の普及啓発を推進していきます。出前講座等においては、食品ロス*削減、サステナブルラベル商品*購入、地産地消や有機農業等への理解を進める等、生物多様性に配慮した消費行動を促すよう努めます。野生鳥獣の扱いに関しては、「野生動物にはエサを与えない」、「野鳥のヒナを拾わない」といった鳥獣保護及び管理に関する正しい知識や、鳥獣との適切な関わり方についての普及啓発にも努めます。

・環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結び付ける学習機会を提供するため、埼玉県環境科学国際センターにおいて試験研究機関として培った科学的知見を生かした「彩の国環境大学*」の講座や生態園を活用した自然体験教室を開催します。

・自然に対する理解を深め、生物多様性保全の普及啓発を図るための施設である「埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園」、「埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター」及び「さいたま緑の森博物館」において、それぞれの特徴を生かした自然観察会や体験教室などの自然に関するイベントを実施します。

・優れた自然や歴史的環境を後世に残すため、県民や企業からの寄附金などを主な資金として土地を取得し、保全を図っている「緑のトラスト保全地」において、自然観察やイベントなど、県民が自然を体験できる催しを開催します。

・小中学校及び高等学校が対象の「野生の生きものとふれあう学校*」の指定や『「みどりと生き物」の学習コンテンツ*』の活用、学校・保育園等の緑化やビオトープの整備など、次世代を担う子供たちにみどりや生き物に関する学習機会を提供し、生物多様性の保全やみどりの効用・重要性について理解を深めることで環境意識の醸成を図り、将来的な担い手の確保につなげます。

・県民の環境学習の機会の拡大を図るため、豊富な知識や経験があり学校や地域で環境学習を行う県民等を登録、紹介する「環境アドバイザー制度」、学校の環境学習を支援する企業を登録、紹介する「環境学習応援隊制度」を推進します。

・みどりの保全・創出を進めたいと考えている団体、企業、個人等が、それぞれの能力を生かしながら適切に連携・協働できる体制を目指しつつ、生物多様性の保全に寄与した彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充実を図ります。

*食品ロス：本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のこと。事業活動に伴って発生するものと家庭から発生するものがある。

*サステナブルラベル商品：持続可能な原料調達、環境・社会などに配慮した製品であると第三者機関から認証を受けたことを示す国際認証ラベルが付いた商品のこと。

*彩の国環境大学：地域で環境保全活動や環境学習活動を行うリーダーを育成することを目的とした環境学習講座のこと。基礎課程と実践課程がある。

*野生の生きものとふれあう学校：次代を担う小・中・高等学校の児童・生徒が自然保護及び鳥獣保護への関心を高めることを目的として、埼玉県鳥獣保護管理事業計画に基づき県が指定する学校のこと。1964（昭和39）年度から「愛鳥モデル校」として指定してきたものが、1988（昭和63）年度から「野鳥とふれあう学校」に名称変更され、更に2023（令和5）年度からその保護活動対象を野鳥だけでなく野生生物全般まで拡大し、この名称となった。

*「みどりと生き物」の学習コンテンツ：小学4～6年生を対象にした埼玉県の貴重なみどりや生き物について学べる学習コンテンツのこと。埼玉みどりのポータルサイト（<https://midorinoportal.pref.saitama.lg.jp/info/learning/>）にてYouTube動画の視聴やワークシートのダウンロードが出来る。

- ・多くの県民が楽しみながら農林業や森林などについて学ぶ機会を提供するため、体験学習やイベントの充実を図るとともに広報を工夫し、農林公園、森林ふれあい施設（埼玉県県民の森、埼玉県みどりの村、彩の国ふれあいの森埼玉県森林科学館、埼玉県 100 年の森、越生ふれあいの里山）等の老朽化対策や利便性向上に向けた整備を行い、利用促進を図ります。
- ・森林が持つ多面的機能や、森林整備、木材利用の必要性等について理解を深めるため、森林資源を生かした施設の充実や、森林インストラクター等の育成、森林環境教育や木育の機会の創出を図ります。
- ・県民が恵み豊かな川を更に実感できるよう、水質に加えて水生生物の調査研究・情報発信を行います。

【指標】

県5か年計画指標

県環境基本計画指標

指標名	現状値 (2020 (令和2) 年度)	目標値 (2026 (令和8) 年度)
生物多様性の認知度	67.7%	75.0%以上

1 指標の定義

県政世論調査で「生物多様性」という言葉について、言葉の意味も含め知っている又は言葉は聞いたことがあると回答した県民の割合。

2 指標の選定理由

全ての人々が生物多様性の言葉の意味やその価値を認識し、生物多様性の保全に向けた行動につなげていくことが重要であり、生物多様性に関する多種多様な取組に対しての総合的な評価であることから、この指標を選定しました。

3 目標の根拠

生物多様性国家戦略 2012-2020 及び埼玉県生物多様性保全戦略（2017 年度～2021 年度）において設定された同指標の目標値（75.0%以上）を踏まえ、目標値を設定しました。

【指標】【再掲】

県環境基本計画指標

指標名	現状値 (2020 (令和2) 年度)	目標値 (2026 (令和8) 年度)
環境科学国際センター利用者数 (累計)	977,031 人	1,246,000 人

※指標の定義・選定理由、目標の根拠は 57 ページ参照

【指標】

指標名	現状値 (2022 (令和4) 年度)	目標値 (2026 (令和8) 年度)
自然ふれあい施設の利用者数	130,240 人	157,500 人

1 指標の定義

自然ふれあい施設3施設（埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター及びさいたま緑の森博物館）の年間利用者数。

2 指標の選定理由

生物多様性への理解を深めるためには自然ふれあい施設の利用機会を増やすことが重要であるため、この指標を選定しました。

3 目標の根拠

自然ふれあい施設3施設の指定管理者が、コロナ禍前の利用実績を勘案して算出した利用者予測数（実績を上回る予測）を踏まえ、目標値を設定しました。

【指標】

指標名	現状値 (2022 (令和4) 年度)	目標値 (2026 (令和8) 年度)
トラスト保全地での 自然観察会の年間参加者数	314 人	440 人

1 指標の定義

緑のトラスト保全地で実施する自然観察会への年間参加者数。

2 指標の選定理由

トラスト保全地の自然に触れることが自然に対する理解を深め、生物多様性保全の普及啓発につながることから、この指標を選定しました。

3 目標の根拠

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会の中期経営計画（令和4年度～6年度）で定める「自然観察会参加者数」の目標値を踏まえ、目標値を設定しました。

【指標】

指標名	現状値 (2022 (令和4) 年度)	目標値 (2026 (令和8) 年度)
「みどりと生き物」の 学習コンテンツの利用状況 (累計)	3,557 回	10,000 回

1 指標の定義

「みどりと生き物」の学習コンテンツ (YouTube 動画) の 2022 (令和4) 年作成時からの累計視聴回数。

2 指標の選定理由

次代を担う子供たちが「みどりと生き物」を大切に思う気持ちを育み、埼玉の豊かな自然を未来に引き継ぐことを目的として作成した、みどりと生き物について動画で楽しく学べる学習コンテンツを視聴してもらうことは、生物多様性の保全などについて理解を深め、環境意識の醸成につながるものと考えられるため、指標として選定しました。

3 目標の根拠

生物多様性の認知度の目標値を 75.0%以上としていることを踏まえ、学習コンテンツの視聴推奨対象である小学校4～6年生の8割がいずれかの学年で視聴することを目指します。県内小学校の一学年のクラス数は約 2,000 クラスのため、毎年その8割に当たる約 1,600 クラスにおいて視聴されることを目指し、目標値を設定しました。

【指標】

県環境基本計画指標

指標名	現状値 (2020 (令和2) 年度末)	目標値 (2026 (令和8) 年度末)
環境アドバイザー及び 環境学習応援隊の数 (累計)	188 者	248 者

1 指標の定義

各年度末の環境アドバイザー登録者数及び環境学習応援隊の数。

2 指標の選定理由

地域の活動人材や企業・団体と連携し、環境学習を県内各地域で展開するための体制づくりを示す指標であるため、この指標を選定しました。

3 目標の根拠

2020 (令和2) 年度の環境アドバイザー、環境学習応援隊の合計 (188 者) を維持・向上させることが環境学習の県内各地域での展開に必要なため、各年度約 5% ずつ増加させることとして、目標値を設定しました。

【コラム8：今すぐ実践！生物多様性を守るための5つのアクション～MY行動宣言～】

生物多様性の恵みがあることで初めて私たちも暮らしていくことができます。一人一人が、自ら生物多様性を体感し、命の連鎖や多くの生物とのつながりを認識することで、生物多様性の保全の大切さを理解することが重要です。次の5つの中からできることを選んで、あなたの「MY行動宣言」として宣言し、生物多様性を守るために行動しましょう！

2030 生物多様性枠組実現日本会議 (J-GBF)

生物多様性を守るために、私たちにできるアクション！

MY行動宣言

生物多様性とは、たくさんの生きものがつながりあって暮らしていること。生物多様性を守るためには、まずは暮らしの中で、生きものとのつながりを感じることが大切。水や空気はもちろん、食べものや着るものの材料、木材、薬の原料など、いろいろな生きもののおかげで、私たちは生きています。

次の5つの中からあなたにできることを選んで「MY行動宣言」しましょう。生物多様性の恵みを受け続けられるように、一人ひとりが「MY行動宣言」をして、このシートをお家に持ち帰って今日から行動しましょう！

Act 1 地元でとれたものを食べ、旬のものを味わいます。

Act 2 生の自然を体験し、動物園、水族館や植物園などを訪ね、自然や生きものにふれます。

Act 3 自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで伝えます。

Act 4 生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加します。

Act 5 エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで買います。

以下は切り取って、係の人に渡してください

お住まいの都道府県 _____ 都道府県

性別 男 女

年齢 10代未満 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上

(環境省提供)

【MY行動宣言 5つのアクション版 問い合わせ先】

2030 生物多様性枠組実現日本会議 (J-GBF)

(環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 shizen-suishin@env.go.jp

【関連項目】 60 ページ「第4章 IIの2の(3)のウ 普及啓発・担い手育成」

【コラム9：自然にふれよう！自然を学ぼう！】

県内には、自然に対する理解を深め、生物多様性を学ぶことができる施設や公園があります。いきもの観察や雑木林の散策に出掛けて、身近な自然にふれてみませんか？

＼今まで気付かなかった自然のすばらしさや不思議さを体験しよう／

県自然学習センター・北本自然観察公園（北本市）
自然や環境問題を学習できる施設です。周りには、樹木や湿地などの自然環境を生かして整備された公園もあります。



＼「水鳥の楽園」「虫たちの森」など、テーマをもつ5か所のスポットを巡ろう／
県狭山丘陵いきものふれあいの里センター（所沢市）
身近な自然とのふれあいを通して、自然の大切さや自然と人の関わりなどを考えるための5つのエリアとセンターエリアがあります。



＼落ち葉かきや稲作など
里山体験イベントに参加しよう／
さいたま緑の森博物館（入間市、所沢市）
狭山丘陵に残る武蔵野の雑木林や里山の水田など、自然そのものを展示物としたフィールドミュージアムです。



行ってみよう！県の自然公園

県内には、秩父多摩甲斐国立公園と10か所の県立自然公園があります。雲海で人気の美の山や長瀨の宝登山などへハイキングに出掛けて、歩きながら風景を楽しんでみませんか？

▼見どころなど詳細はこちら▼

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/shizenkouen/midorishizenka.html>

[関連項目] 60 ページ「第4章 IIの2の(3)のウ 普及啓発・担い手育成」

エ SDGs 官民連携の推進

- ・あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」を実現するため、部局横断かつ官民連携による全県的なSDGs推進体制を構築し、「ワンチーム埼玉」でSDGs達成に向けて取り組む「埼玉版SDGs」を推進します。
- ・埼玉県SDGs官民連携プラットフォームでは、「埼玉の豊かな水とみどりを守り育む」分科会を設置して、多種多様な動植物が生息・生育できる環境を保全・創造し、バランスの取れた生態系が維持されるよう官民連携で取り組みます。

【コラム 10：埼玉県SDGs 官民連携プラットフォーム「埼玉の豊かな水とみどりを守り育む」分科会】

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために定めた2030（令和12）年までの17の目標（ゴール）です。SDGsは生物多様性とも深く関わっており、17の目標を「3つの層」に分類し、総合的に捉える「SDGsウェディングケーキモデル」では、私たちの世界はまず「環境」が土台にあり、その上に「社会」や「経済」が成り立っていることを示しています。下から順に、環境に支えられて社会が成立し、その社会に支えられて経済が動いており、経済と社会が持続可能であるためには、環境つまり生物多様性が生み出す生態系サービスが必須であるというものです。

埼玉県では、あらゆるステークホルダーと連携してSDGsを推進するために、「埼玉県SDGs 官民連携プラットフォーム」を設置しています。「ワンチームで埼玉版SDGsを推進する」という目的に賛同する企業・団体等が随時入会可能であり、2023（令和5）年10月末時点で1,500以上の企業・団体が入会しています。



SDGs ウェディングケーキモデル

※ストックホルムレジリエンスセンター所長ヨハン・ロックストローム氏が作成した「SDGs ウェディングケーキモデル」を基に埼玉県が作図

埼玉県SDGs 官民連携プラットフォーム「分科会」

埼玉県SDGs 官民連携プラットフォームでは、特定の分野におけるテーマを会員間で検討する「分科会」を設置しています。

≪「埼玉の豊かな水とみどりを守り育む」分科会≫

○設置目的：県民、企業・団体、行政など多様な主体が、それぞれつながりつつ、「ひとり一人が主役」となって行動し、豊かな自然と共生しながら持続的に発展する埼玉を実現する。

- 部会 1 水辺空間の持続可能な利活用及び環境課題解決に向けた検討部会
- 2 都市公園の持続可能な利活用と環境保全に関する検討部会
- 3 里山や平地林などの自然環境の保全に関する検討部会
- 4 プラスチック資源の循環利用促進に関する検討部会

【関連項目】 66 ページ「第4章 IIの2の(3)のイ SDGs 官民連携の推進」

Ⅲ 生態系エリア別戦略



1 生態系エリア別戦略① 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる

(1) 現状・課題

- ・本県の森林は県土面積の約3分の1を占めており、生物多様性の保全や水源かん養、木材等の林産物の供給、二酸化炭素吸収源対策（気候変動緩和策）、レクリエーションの場の提供等多くの機能を有します。
- ・しかし、林業の低迷から森林の約半分を占めるスギ、ヒノキ等の人工林が伐採・利用されず森林の高齢化が進んでおり、間伐など手入れの不足やニホンジカの食害などによる森林の荒廃も見られ、森林の機能が低下し、生態系サービスが損なわれることが懸念されています。

(2) 目指す将来像

- ・適切な間伐、人工林への広葉樹植栽による針広混交林化や、保護林や緑の回廊の設定等の取組を通じ、森林の有する多面的な機能を発揮させる森林の整備・保全に向けた施策が総合的に展開されている。特に、地球温暖化の緩和や生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）（78ページのコラム13を参照）等 に貢献する森林の適切な整備等が進んでいる。
- ・野生鳥獣の適正な管理や山地の豊かな自然環境の保全、生物多様性に十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理により、健全な森林生態系が保たれている。

(3) 主な取組

ア 多様な森林づくりの推進

- ・市町村と連携しながら、伐期を迎えた人工林の伐採・再造林を促進して森林の循環利用と森の若返りを図るなど、適切な森林整備を進め、多様な生物の生息・生育地を確保します。併せて、森林の循環利用に取り組む林業事業者への支援や、森林資源調査の実施と成果の市町村への提供など、他主体との連携、支援を進め、林業に対する意欲の創出を図ります。更に、県産木材の住宅への利用促進や公共施設の木造化・木質化などにより、森林の循環利用を促進します。
- ・適正な森林整備により針広混交林を造成するなど、生物多様性保全、水源かん養、洪水や土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵等森林が有する公益的機能を持続的に発揮できる森づくりを推進します。特に、周囲に比較的広葉樹林が残っている奥地の人工林を中心に、森林整備により針広混交林化を進めます。
- ・森林経営管理制度の活用により、市町村による森林所有者への森林施業の意向調査や意欲と能力

のある林業経営体への委託を促進し、森林施業の集約化を進めます。

- ・林業事業者が行う施業の集約化・団地化を促進するため、森林の整備を行う林業経営体や人材の育成を支援します。

- ・水源かん養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が期待される森林については、保安林の指定を計画的に推進します。保安林や治山施設の整備により森林の持つ公益的機能を保全します。

- ・林業に関心の高い若者のほか、県内外から幅広い層の新規就業を募るため、埼玉県林業労働力確保支援センター等を支援し、本県の林業の魅力を発信します。新規就業者に対して、林業の知識や技術を身に付ける研修や就業先とのマッチングを実施するとともに、地域に定着できるよう移住・定住支援を行います。

- ・埼玉県地域森林計画において、生物多様性保全機能の維持増進を図る区域として施業の指針を定め、市町村森林整備計画の策定の方向性を示します。

【指標】

県5か年計画指標

県環境基本計画指標

指標名	目標値 (2022(令和4)～2026(令和8)年度の累計)
森林の整備面積	12,500ha

1 指標の定義

間伐や植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積。

2 指標の選定理由

水源かん養機能などの森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるためには、適切な森林整備が不可欠であるため、この指標を選定しました。

3 目標の根拠

将来にわたり森林を適正に維持していくため、間伐や植栽、下刈り、獣害等による被害地の再生などの森林整備を、年間2,500ha実施することを目指し、目標値を設定しました。

イ 野生鳥獣の個体数管理による森林生態系への被害防止

- ・ニホンジカやツキノワグマによる樹木の剥皮被害の顕著な森林では、野生鳥獣の侵入防止対策など森林への獣害防止対策を推進し、樹木を健全な状態に保ち、森林が有する多面的機能の維持・回復を目指します。

- ・ニホンジカなど野生鳥獣が高密度で生息する場所での食害による森林生態系の被害を防止するため、狩猟等による捕獲促進を行い適正な個体数管理に努めます。

- ・ニホンジカなど野生鳥獣の生息状況調査や森林生態系への影響に関する情報収集、捕獲促進のための捕獲技術の向上を図り、森林被害を未然に防止できるよう努めます。
- ・森林の獣害地について、獣害防止柵を設置するなどの対策を講じます。また、自然力の活用により整備コストを縮減した環境林整備*の手法を確立・普及します。

ウ 森林生態系の保護の推進

- ・自然及び利用環境の質を向上させるための保全・管理に関する取組の充実や管理体制の推進を図ります。
- ・秩父地域を中心とした山地の優れた風景地は自然公園に指定されており、その適正な管理により、優れた天然林や野生動植物の生息・生育地の保護を推進します。また、自然環境保全地域*の適正な管理によっても、優れた天然林などの良好な自然環境の保全を推進します。
- ・自然公園においては、登山道の整備や野生動植物の保全を推進します。また、埼玉県自然公園指導員と連携し、登山者やハイカー等に対する公園利用のマナー向上や自然公園に関する情報の提供を通じて、県民の自然保護への関心を高めます。
- ・地域の住民の安心・安全、生物多様性などが損なわれないよう十分配慮された再生可能エネルギー施設の設置・管理を促進します。
- ・特に、太陽光発電施設については、事業者による適正な設置・管理の確保に向けて、市町村に対する技術的な助言や職員への研修を実施するとともに、生物多様性の損失や災害リスクなどが懸念される施設について実態調査を行い、国、市町村と情報を共有し、連携して適切な対応に努めます。

*環境林整備：獣害を受けた森林の水源かん養機能や生物多様性保全機能等を回復させるため、自生する広葉樹などを活用し、できる限り手間を掛けず低コストで森林を整備すること。

*自然環境保全地域：自然環境保全法及び都道府県条例に基づき指定された、ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域のこと。



2 生態系エリア別戦略② 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する

(1) 現状・課題

- ・埼玉県に広がる平地林などの里地里山は、多様な生物を育んできました。戦後、このような里地里山は急速に減少するとともに、暮らし方（ライフスタイル）の変化や、高齢化に伴う担い手不足などにより手入れが行き届かず、これまで人が管理することで維持されてきた多様な生息環境が失われる例も見られます。こうした、人による里地里山の管理・利用などの自然に対する働きかけが少なくなるとともに、イノシシやシカなどの個体数の増加に伴い人里への出没の増加が見られ、人の暮らしや農作物等に対する鳥獣被害も深刻化しています。
- ・里地里山の多様な生態系ネットワークを形成するため、人々の暮らし方の変化も踏まえた里地里山の保全・活用を推進することが重要です。

(2) 目指す将来像

- ・豊かな自然環境を有する里地里山の整備、緑の保全の推進により、生物多様性が回復している。
- ・生態系ネットワークを形成している緑地が、市町村や団体・企業等の多様な主体の参画により持続的に保全・活用されている。

(3) 主な取組

ア 里地里山整備の促進による生物多様性の向上

- ・戦後の都市化の進展などにより、里地里山など身近な緑が減少しています。多様な生態系を確保するため、残された里山の整備や更新のための伐採により、適切な状態に回復させます。
- ・里地里山における生物多様性の保全には、地域の理解や関わりが重要であるため、企業との連携等により、より一層、県民の理解と関心を高め、生物多様性の保全に係る意識の醸成や地域における具体的な活動の活性化を図ります。
- ・地域住民や市民団体等が取り組む里地里山整備や、里地里山を適切に維持管理するための繁茂してしまった竹やササ等の刈り払いや草地の管理、やぶ化してしまった農地の管理等を行う地域の活動を支援します。整備後は、憩いの場や子供達の自然体験や学校での自然環境教育等の学習の場として広く活用することを推進します。
- ・農業、農山村の持つ多面的機能を維持・発揮するために行われる地域の共同活動を支援します。

【コラム 11：公益財団法人トトコのふるさと基金の取組～ナショナル・トラスト^{注)}で守る「トトコの森」～】

東京と埼玉にまたがって広がる狭山丘陵は、映画「となりのトトロ」の舞台のモデルの一つになったと言われています。

この狭山丘陵の自然を守るために、公益財団法人トトコのふるさと基金は1990（平成2）年から寄附金を募り、森を少しずつ買い取り、いきもの豊かな里山として維持しています。

買い取った森は「トトコの森」と名付けられ、2023（令和5）年6月現在、62か所のトトコの森が狭山丘陵及びその周辺各所に広がっています。これらトトコの森には、ゆるやかな丘と谷が織りなす四季折々の里山の美しい景色のなかに、多くの動植物が息づいています。



トトコの森1号地

注) ナショナル・トラスト

市民、任意団体、法人や行政機関等が、貴重な自然環境や歴史的建造物を守るため、その土地などを買い取ったり寄贈を受けたりして次の世代に残すという運動

[関連項目] 71 ページ「第4章 Ⅲの2の(3)のア 里地里山整備の促進による生物多様性の向上」

イ 緑の保全の推進

・緑の持続性を確保するには、その緑地が適切に保全され、活用されていることが重要です。そのため、県と市町村は、良好な自然環境や豊かな生態系を形成して埼玉らしさを感じさせる平地林や、NbS（Nature-based Solutions：自然を基盤とする解決策）の一つであるグリーンインフラとして多様な機能を有してまちの魅力向上に資する緑地など広域的な視点から保全の必要性が高い箇所について、土地所有者の理解を得ながら地域制緑地*の指定を促進していきます。

・「ふるさとの緑の景観地*」をはじめ保全の必要性・緊急性が高く、市町村の「緑の基本計画」等に位置付けられている緑地などを市町村や環境団体と連携・協働して公有地化を図るなど、持続的な保全・活用を進めます。

・優れた自然や歴史的環境を後世に残すため、県民や企業からの寄附金（さいたま緑のトラスト基金）などを主な資金として、緑のトラスト保全地の取得、保全を進めます。

【指標】

県環境基本計画指標

指標名	現状値 (2020(令和2)年度)	目標値 (2026(令和8)年度)
緑の保全面積	557ha	569ha

1 指標の定義

特別緑地保全地区*及び近郊緑地特別保全地区*の指定面積、緑のトラスト保全地の面積、公有地化した面積、ふるさとの緑の景観地指定面積等の合計。

2 指標の選定理由

これらの緑地は、優れた自然や歴史的環境を有し、県として保全すべき緑地であることから、この指標を選定しました。

3 目標の根拠

特別緑地保全地区の指定や緑のトラスト保全地の面積及びふるさとの緑の景観地の指定等を踏まえ、目標値を設定しました。

*地域制緑地：法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全が図られている地区のこと。都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」や、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」で規定する「ふるさとの緑の景観地」などがある。

*ふるさとの緑の景観地：「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、樹林地で優れた景観を有する区域として指定されたものこと。指定された区域においては、木竹の伐採等について届出の義務を課し、開発行為との調整を図りながら保全を行う。

*特別緑地保全地区：都市緑地法に基づき、無秩序な市街化の防止や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質の変更などを行う際に許可が必要となる地区のこと。

*近郊緑地特別保全地区：近郊緑地保全区域内で、無秩序な市街化の防止や、公害や災害の防止などの保全の効果が、特に著しい地区として定められた地区のこと。

【コラム 12：緑のトラスト運動】

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を後世に残すため、県民の皆様からの寄附により土地等を取得し、県民共有の財産として未永く保全していく運動です。これまでに 14 か所の緑のトラスト保全地（約 74.9ha）を取得し、保全を図っています。

取得した保全地は、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会のボランティアスタッフにより月 2 回の保全活動が行われ、豊かな自然が保たれています。また、各保全地では、一般の参加者を対象に、自然観察会や様々な体験イベントが開催され、緑のトラスト運動の普及・啓発も実施されています。

<トラスト運動の仕組み>



「第 23 回さいたま緑のトラスト写真・動画コンクール」入賞作品
「春色の散歩道」（8号地・高尾宮岡の景観地）

<保全地一覧>

No	名称	所在地	面積	No	名称	所在地	面積
①	見沼田圃周辺 斜面林	さいたま市 緑区	1.1ha	⑧	高尾宮岡の 景観地	北本市	3.5ha
②	狭山丘陵・ 雑魚入樹林地	所沢市	3.4ha	⑨	堀兼・上赤坂 の森	狭山市	6.7ha
③	武蔵嵐山溪谷 周辺樹林地	嵐山町	13.5ha	⑩	浮野の里	加須市	8.6ha
④	飯能河原周辺 河岸緑地	飯能市	2.7ha	⑪	黒浜沼	蓮田市	8.7ha
⑤	山崎山の 雑木林	宮代町	1.5ha	⑫	原市の森	上尾市	4.0ha
⑥	加治丘陵・唐沢 流域樹林地	入間市	12.5ha	⑬	無線山・KDDI の森	伊奈町	4.8ha
⑦	小川原家 屋敷林	さいたま市 岩槻区	0.7ha	⑭	藤久保の 平地林	三芳町	3.0ha

[関連項目] 73 ページ「第 4 章 Ⅲの 2 の (3) のイ 緑の保全の推進」



3 生態系エリア別戦略③ 多様な水域が有機的に結びついた生態系ネットワークを形成する

(1) 現状・課題

- ・河川は、県土全体の面積の3.9%を占め（全国第2位）、森林や農地、都市など、野生生物の生息地をつなぐ生態系ネットワークの重要な基軸となる環境です。しかし、河川改修による生息環境の単調化やダムなどによる上流と下流の連続性の分断などが起きており、グリーンインフラの一つである多自然川づくり等による河川環境の保全再生が必要です。
- ・県内には環境省が選定・公表している重要湿地*が7か所存在していますが、自然湿地は、埋立てや植生遷移に伴う陸地化の進行により減少の一途を辿っています。湿地は、多くの野生生物が生息する重要な場所であるため、その保全が求められます。
- ・県土全体の面積の11%を占める水田は、元々自然湿地に生息していたと考えられる多様な動植物の生息・生育環境として機能していました。しかし、農家の高齢化や後継者不足のために水田の耕作放棄が増えることで、水域への依存度の高い動植物の減少の他、洪水防止や暑熱緩和といった多面的な機能の低下が懸念されます。「みどりの食料システム戦略（農林水産省 2021）」において、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減、化学肥料使用量の30%低減、有機農業の取組面積拡大等が2050（令和32）年目標として掲げられていることから、環境負荷低減に配慮しつつ、持続可能な米作りを進めることが求められます。

(2) 目指す将来像

- ・多自然川づくり等による河川生態系の保全を行うことで、河川内に流速や水深、植生等の変化に富んだ多様な生息環境が創出されたり、上下流の連続性が確保されている。
- ・地域や民間事業者等と連携し、川との共生・保全を推進することで、環境、社会、経済の三側面から豊かな自然と共生しながら持続的に発展する埼玉の実現に向かっている。
- ・様々な主体による湿地生態系の保全活動が行われている。様々な生物が湿地や河川、水田間を往来することで、異なる水域どうしが有機的に結びついた生態系ネットワークが形成されている。
- ・水田の耕作放棄対策を進めることで、米の生産の場としての機能だけでなく、多様な動植物の生息・生育環境、洪水防止、暑熱緩和といった水田の有する多面的な機能が維持されている。また、環境負荷の低減を重視した水田耕作を推進することで、水田生態系の生物多様性が保全されている。

*重要湿地：生物多様性の観点から重要度が高いとして、環境省が選定・公表している湿地のこと。2001（平成13）年度に初めて選定結果が公表され、その後、2014（平成26）年度にその見直しが行われた。全国では633か所、埼玉県内には7か所の重要湿地が存在している。

(3) 主な取組

ア 多自然川づくりの推進（恵み豊かな川との共生）

- ・ 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、多自然川づくりを進めます。
- ・ 川の豊かな環境を再生し、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を実現するため、地域と連携・協働して「Next 川の再生」を推進します。
- ・ 地域による自立的で持続的な取組を推進するため、「川の国応援団*」が実施する生物調査等、川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援を拡充させ、豊かな水と緑を育む河川環境（生物の生息・生育に配慮した水際等）を整備します。また、水生生物の保全に係る水質環境の常時監視を行います。
- ・ 「川の国応援団」の活動への支援を継続しつつ、新たに企業との連携や個人の参画を促すことにより、豊かな川を育む自発的な活動が持続的に行われるよう「SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト」を推進します（79 ページのコラム 14 を参照）。
- ・ SAITAMA リバーサポーターズを含めて、河川における多様な主体による健全な生態系の確保に努めます。
- ・ 旧来から残る良好な河川環境の状況を維持するため、河川環境の保全に努めていきます。整備や保全に当たっては関係機関や地域住民とともに取り組んでいきます。

*川の国応援団：埼玉県内の河川、農業用水、湖沼等でごみ拾い、清掃、水質改善、環境学習及び水生生物の調査等の川の再生活動を行う団体のうち、埼玉県の川の国応援団として登録している団体のこと。

【指標】

県5か年計画指標

県環境基本計画指標

指標名	現状値 (2020 (令和2) 年度末)	目標値 (2026 (令和8) 年度末)
SAITAMA リバーサポーターズの 個人サポーター数 (累計)	0 人	24,000 人

1 指標の定義

川との共生や保全に取り組む SAITAMA リバーサポーターズの個人サポーター数。

2 指標の選定理由

川との共生・保全活動の拡大や、川の魅力の向上を示す数値であることから、この指標を選定しました。

3 目標の根拠

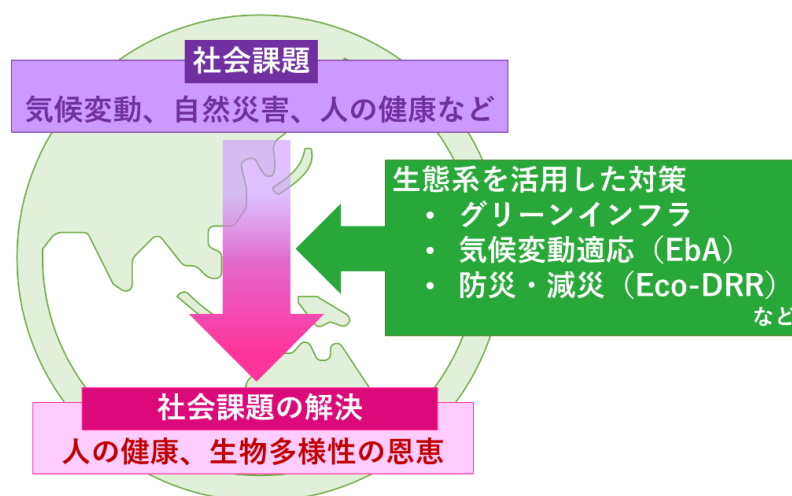
過去の市町村や環境団体によるイベント等への参加者数の年平均 2,700 人を踏まえ、それを上回る数の個人サポーターの増加 (年間 4,000 人) を目指し、目標値を設定しました。

【コラム 13 : N b S (Nature-based Solutions)】

「自然を基盤とする解決策」「自然に根ざした解決策」

国際自然保護連合（IUCN）が2009（平成21）年に提唱し、2016（平成28）年に「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらし、自然の、あるいは人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動」と定義されています。

グリーンインフラ^{注1)}、生態系を活用した気候変動適応（EbA: Ecosystem-based Adaptation）、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）^{注2)}などを包括する概念であり、解決しようとする社会課題は、気候変動、自然災害、社会と経済の発展、人間の健康、食糧安全保障、水の安全保障、環境劣化と生物多様性損失の多岐にわたっています。



注1) グリーンインフラ

グリーンインフラとは、1990年代後半頃から欧米を中心に使われてきた、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方のことです。日本では、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組（国土交通省「グリーンインフラ推進戦略」による定義）」と整理されています。具体的には、多自然川づくり、遊水地、水循環、雨水流出抑制のための貯留浸透、都市緑化、緑の防波堤などがあり、生態系サービスの「調整サービス」を利用し、防災や気候変動への適応などにおいて、生態系の有する復元力や回復力（レジリエンス）を発揮させることにもつながります。

注2) 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）

グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、地域において防災・減災対策を実施・検討する際に、自然災害に対して脆弱な土地の開発を避け、人命や財産が危険な自然現象に暴露されることを回避する（暴露の回避）とともに、生態系の持続的な管理、保全と再生を行うことで、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる（脆弱性の低減）という考え方です。緑を含む生態系を維持することで、地域に自然の豊かな恵みを供給するとともに、防災・減災対策にもつなげていくアプローチです。森林における間伐・枝打ちや里地里山における谷津（谷戸）環境の保全などを進めることで、土砂流出の防止、水源かん養による洪水リスクの軽減、生物多様性の向上に貢献したり、公園・緑地や農地など多面的機能を有する自然環境を適切に保全・管理することにより、雨水貯留機能の向上が図られます。

【コラム 14：河川や水辺におけるグリーンインフラの推進】

①Next 川の再生

埼玉版SDGsでは、重点テーマの1つに「埼玉の豊かな水とみどりを守り育む」を掲げ、豊かな自然と共生しながら持続的に発展する埼玉の実現を目指しています。

そこで、魅力的な水辺空間の保全・創出と良好な水辺環境の保全の視点から、多様な主体と連携しながら河川空間の利活用を推進する「Next 川の再生」に取り組んでいます。

〔水辺 de ベンチャーチャレンジ〕

企業や観光協会などと連携して、民間のアイデアやノウハウを活用した新たな河川空間の利活用を推進しています。



水辺の活用のイメージ



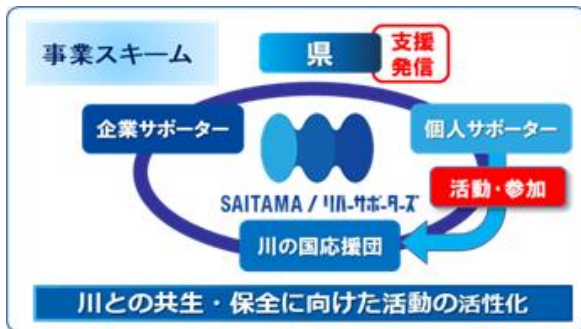
②SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト

リバサポは、県民、団体、企業が一体となって、未来に向けて河川環境を守り、育み、「川の恵」に感謝しながらSDGsの実現を目指しています。

川に関心を持つ県民が増えるようなポータルサイトやSNSによる川の魅力発信、川の国広援団への活動資材の提供等の支援、川の国広援団と企業のマッチング等を行っています。

【詳細 HP】リバサポ公式ポータルサイト

<https://saitama-riversupporters.pref.saitama.lg.jp/>



ポータルサイト等での魅力発信



社会貢献活動支援
(川の国広援団とのマッチング)

【関連項目】76 ページ「第4章 Ⅲの3の(3)のア 多自然川づくりの推進 (恵み豊かな川との共生)」

イ 湿地生態系保全の推進

- ・トラスト保全地や重要湿地の一つであり、ムジナモの生育地である宝蔵寺沼等、各地の湿地において取り組まれている保全活動を市町村、保全団体、地域住民と連携しながら推進します。
- ・水辺生態系の頂点に位置するコウノトリ・トキを指標とした地域づくりを目指して、「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会（事務局：国土交通省関東地方整備局）」において取組が推進されていることから、国や市町村、保全団体等と連携し、必要となる支援等を行います。

【コラム 15：荒川太郎右衛門地区自然再生協議会の取組～荒川太郎右衛門地区の自然再生事業～】

「太郎右衛門自然再生地」は、荒川の太郎右衛門橋（埼玉県桶川市川田谷-川島町東野）下流の約4km区間（約50.4～54.0km）にあり、荒川の旧流路とその周辺に良好な湿地環境が残る場所です。

太郎右衛門自然再生地の旧流路は、かつては荒川の本流でありましたが、1930年代の河川改修事業により捷水路（しょうすいろ）^注が整備され、本流は直線化し、残存した旧流路は、荒川河道内に遊水効果を高めるための横堤が建設されたことにより、本川から切り離された3つの止水環境（池）となりました。本流の直線化により安全度が高まった一方で、良好な湿地だった場所は洪水の影響を受けにくくなり乾燥化が進むとともに、近年は外来種の侵入などもあって、環境が悪化しています。

このため、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」を構成し、過去に損なわれた自然環境を取り戻すための事業を実施しています。この事業は「自然再生推進法」に基づく全国で最初の取組です。

自然再生地には良好な湿地や樹林地などが広く分布し、オオタカを頂点とする豊かな生態系が形成されており、良好な景観とともに、首都圏近郊における貴重な自然地となっています。



中池の風景



地域の企業・団体による維持管理活動

注) 捷水路（しょうすいろ）

河川が弓のように曲がっている部分をまっすぐに直して、洪水を安全に流し下すために削り開かれた人工の水路のこと。

[関連項目] 80 ページ「第4章 Ⅲの3の(3)のイ 湿地生態系保全の推進」

ウ 生態系に配慮した持続可能な水田耕作の推進

- ・ 県内の水田生態系における生物多様性を把握するため、水田に生息・生育する動植物の情報を収集します。特に県内の田植え時期（作型）は地域ごとに異なることから、田植え時期の違いが水田に生息する生物の種多様性にどのような影響を及ぼしているのかを調査します。
- ・ 農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の発生を防止するとともに農地の有効利用を図るため、各地域の人・農地プランや地域農業経営基盤強化促進計画に基づき、農地中間管理事業（農地バンク事業）をはじめ、各種補助事業等を活用し、新規就農者の育成や新たな農地の受け手となる担い手の確保を図ります。
- ・ 地域性に応じた生態系に配慮するため、環境保全型農業直接支払制度（交付金）の活用や有機栽培・特別栽培農産物の取組の支援、総合防除（IPM）技術の普及などにより、化学肥料や化学合成農薬の使用量を削減し、環境負荷の低減に資する農業の取組を推進します。
- ・ 農業水利施設の整備にあたっては、利水や防災・減災機能の強化はもとより、水辺生態系に配慮した整備を推進することで多様な生物の生息環境の確保を図ります。また、農業集落排水施設の適正な維持管理、施設更新等により、農村地域の水質改善を図ります。
- ・ 効率的な農薬・肥料散布技術など環境保全にも焦点を当てて、先端的な情報通信技術などを活用したスマート農業を推進し、生物多様性保全の視点にも立った栽培技術の確立・普及を図ります。

【コラム 16：生物多様性の場としての田んぼの役割】

水田は米作りのための農地ですが、同時に多様な動植物の生息環境としても機能しています。国内の水田には約6,000種もの生物が生息していると言われており、元々は氾濫原等の自然湿地に生息していた種が水田に生息するようになったと考えられています。埼玉県では、県土全体の面積の11%が水田であることから、本県の生物多様性を支える重要な生態系の一つと言えます。

水田は、1年のうちわずか数か月しか水が無い場合、常に水のある湖沼や河川とは異なる水生生物が生息しています。大型の魚類は基本的には生息していませんが、水深が浅く餌が豊富な環境であるため、カエル類やドジョウ、水生昆虫等が繁殖場として利用します。更にそれらの餌生物を求めてサギ類等の鳥類、ニホンイタチ等の哺乳類、ヘビ類等の爬虫類といった捕食者も水田に集まって来ます。水田生態系は、食物連鎖を介して多様な生物を支えています。



【関連項目】 81 ページ「第4章 Ⅲの3の(3)のウ 生態系に配慮した持続可能な水田耕作の推進」

【コラム 17：鴻巣市の取組～コウノトリの舞う魅力的な地域づくり～】

鴻巣市では、市名の由来の一つとも言われ、市民にとってなじみの深い「コウノトリ」を自然と共存する持続可能なまちづくりのシンボルとし、豊かな自然環境と都市機能が調和した、人にも生きものにもやさしい「コウノトリの里」の実現を目指しています。

鴻巣市コウノトリ野生復帰センターでは、繁殖させた鴻巣生まれのコウノトリを放鳥することを目指し、県こども動物自然公園から譲渡されたコウノトリが飼育されています。

また、人にも生きものにもやさしい「コウノトリの里」づくりには、自然環境への負荷が少ない環境にやさしい農業の推進が重要です。鴻巣市では、農薬と化学肥料の使用を5割以下に抑えて栽培した「こうのとりの伝説米」が生産されています。農薬を減らして栽培することは、水田や水田につながっている水路などで生きているたくさんの生きものにも配慮しています。お米を食べる私たち人間の身体にやさしいことはもちろん、生きものにもやさしい農業といえます。



コウノトリ「空（そら）」と「花」



[関連項目] 80 ページ「第4章 Ⅲの3の(3)のイ 湿地生態系保全の推進」

81 ページ「第4章 Ⅲの3の(3)のウ 生態系に配慮した持続可能な水田耕作の推進」

4 生態系エリア別戦略④ 人と自然が共生する都市をつくる

(1) 現状・課題

・人口が集中する都市においては、住民が自然環境とふれあう場の確保や、生物の生息・生育環境の確保の観点から、身近にある緑地の保全・創出がますます重要になっています。また、気候変動やヒートアイランド対策として、緑陰の創出や植物からの蒸散により温度上昇を緩和する緑地を保全することは、グリーンインフラの取組としても重要です。

(2) 目指す将来像

・生物多様性に配慮した緑あふれる街並みや緑豊かな公園緑地を整備することにより、都市の生物多様性が保全されるとともに多様な生態系サービスが発揮され、自然と人が共生する社会の実現に向かっている。

(3) 主な取組

ア 身近な緑の創出の促進

・本県では、都市部を中心に、地表面被覆の人工化や人工排熱の増加により気温が上昇するヒートアイランド現象が顕在化しています。そこで、極端な暑熱環境を緩和するため、建物が密集した都市部で新たな緑を創出し、公開性が高い場所における緑化の手法や優れた事例を紹介するなど、多様な緑化の普及・啓発に努めます。なお、緑化を行う場合は在来植物を用いるなど、地域固有の生態系を損なわないよう留意しながら進めていきます。

・新たな緑を創出し、緑豊かな街並みを創出するために設けられた「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年条例第10号）」に基づく緑化計画届出制度を生物多様性の保全に資するよう適切に運用します。

・また、県民の環境意識の醸成を図るため、県内市町村における緑化施策の支援や企業・学校・ボランティア団体などによるみどりの保全・創出活動を支援することで、地域コミュニティとの連携や子供たちも参加できる体制づくりを促進し、子供たちが身近な緑とふれあうことで、生物の命を慈しむ心を育み、生物多様性の保全への理解を深める機会を創出します。

【指標】

県5か年計画指標

県環境基本計画指標

指標名	目標値 (2022(令和4)～2026(令和8)年度の累計)
身近な緑の創出面積	250ha

1 指標の定義

県や市町村の条例に基づく緑化計画届出制度等による緑化面積及び園庭・校庭の芝生化などによる緑の創出面積の合計。

2 指標の選定理由

自然を守り、緑を育てることは重要であり、身近な緑を創出する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定しました。

3 目標の根拠

類似制度を持つ都府県の中でトップクラスの創出面積を目指し、毎年 50ha を目標値に設定しました。

イ 生物多様性に配慮した都市公園の整備による緑の創出

- ・都市公園は、人々が憩い楽しむ場所であるとともに、多様な生物を育み、人と自然がふれあい共生する空間としても機能しています。更に、災害から都市を守る存在でもあります。
- ・都市の公園において、在来植生に配慮した植栽等の整備を進めるとともに、野生生物が生息・生育しやすい環境を創出します。
- ・緑化木というと、見栄えがよい、病害虫に強く管理しやすいなどの理由で、これまで長い間外来種が多く植えられてきました。しかし、外来種による緑化は、生態系に様々な問題を引き起こす可能性があるため、できるだけ在来植物を使うことが望ましいとされています。そのため一人ひとりが「在来植物を使用した緑化」の必要性を理解し、出来るところから取り組むよう、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」により関係機関や市町村へ働きかけます。

在来種を使用した緑化の例



「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」から

【コラム 18：春日部夢の森公園】

2015（平成 27）年から、春日部市下大增新田地内で、「みどりの少ない都市部において『みどり再生』のシンボルとなる『新たな森』を創出する」をコンセプトに、新たな県営公園の整備に向けて事業を開始し、2021（令和 3）年 10 月 1 日に春日部夢の森公園として南側公園を部分開園しました。2023（令和 5）年 3 月 31 日には北側公園も開園し、全面開園となりました。2016（平成 28）年度からは県民参加による苗木の植樹など森づくり活動を実施しており、在来植物を中心に植樹しています。

県民参加による在来植物を中心とした苗木の植樹活動などを行いながら、地域に愛される森の創出を目指していきます。

春日部夢の森公園における県民参加による森づくりについて

■春日部夢の森公園とは

埼玉県では、春日部市下大增新田地内において、「みどりの少ない都市部において『みどり再生のシンボル』となる、『新たな森』を創出する」をコンセプトに、公園整備を行っています。

■春日部夢の森公園のコンセプト

春日部夢の森公園では、「ふれあいの森～人と自然、人と人のつながりを継承する～」をコンセプトに、県民参加の推進により、森づくりを通じた「人と自然」「人と人」の関わりを促進し、持続的なライフスタイルや生き活きとした地域社会の創出を目指しています。

■春日部夢の森公園における県民協働

県民や有識者からなる協議会を設立し、公園の管理運営や公園整備のあり方、県民協働の具体的方策について助言や提案をいただき、県民などと協働して森づくりを行います。

県民協働により、地域に愛される森の創出を目指し、今後は里山への植樹等の活動を実施予定です。



苗木（在来植物）の植樹

【関連項目】 84 ページ「第 4 章 Ⅲの 4 の (3) の イ 生物多様性に配慮した都市公園の整備による緑の創出」

ウ 緑の保全の推進【再掲】

- ・緑の持続性を確保するには、その緑地が適切に保全され、活用されていることが肝要です。
- ・県と市町村は、良好な自然環境や豊かな生態系を形成して埼玉らしさを感じさせる平地林や、グリーンインフラとして多様な機能を有してまちの魅力向上に資する緑地など広域的な視点から保全の必要性が高い箇所について、土地所有者の理解を得ながら地域制緑地の指定を促進していきます。
- ・「ふるさとの緑の景観地」をはじめ保全の必要性・緊急性が高く、市町村の「緑の基本計画」等に位置付けられている緑地などを市町村や環境団体と連携・協働して公有地化を図るなど、持続的な保全・活用を進めます。
- ・優れた自然や歴史的環境を後世に残すため、県民や企業からの寄附金（さいたま緑のトラスト基金）などを主な資金として、緑のトラスト保全地の取得、保全を進めます。

【指標】【再掲】

県環境基本計画指標

指標名	現状値 (2020 (令和2) 年度)	目標値 (2026 (令和8) 年度)
緑の保全面積	557ha	569ha

※指標の定義・選定理由、目標の根拠は 73 ページ参照

エ 都市化に伴う野生鳥獣の適正な保護管理

- ・市街地に適応し生活しているカラスやムクドリなどの都市鳥については、その行動圏が住民の生活圏と重なるため、生活環境への被害等が生じる場合があります。これらへの対策は、市町村又は被害等の発生する地区等の生活被害の状況や程度を踏まえた上で、市町村が適切な手段を講じられるよう支援します。
- ・都市鳥による被害防止対策としては、対処療法的な追い払いを行うだけでなく、ごみの集積所の適正使用や、巣作りする街路樹のせん定等、都市鳥の生態を考慮した対策を行うことが有効です。これらの生活環境上の対策は、一般廃棄物処理業務や街路・公園等住民の生活環境に密接に係る業務を担う市町村が対応しますが、県は情報の共有を図り、技術的な助言などに努めます。